

静岡県告示第208号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第4条第1項第4号に掲げる船びき網漁業のうち、あおりいかしば漬け網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可をすべき期間を次のとおり定める。

令和3年3月16日

静岡県知事 川勝平太

1 船びき網漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
あおりいかしば漬け網漁業	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の1	4月15日から 8月31日まで	定めなし	定めなし	13
	操業区域の2	5月16日から 8月31日まで			3

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月25日から4月7日まで

(3) 漁業を営む者の資格

根拠地に当該漁業に使用する船舶を有する者

(4) 備考

この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和3年8月31日までとする。

別記（根拠地）操業区域

- （沼津市）沼津市大瀬崎灯台から同市志下、下香貫界に設置した標識に至る共第13号共同漁業権漁場内
- （伊豆市）共第11号共同漁業権漁場内